(証券コード　2266)
2022年３月11日

株　主　各　位

神戸市中央区坂口通一丁目３番13号
六甲バター株式会社
代表取締役社長　塚　本　浩　康

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本総会につきましては、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。なお、事前に議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３ページから４ページに記載のご案内をご参照いただき、2022年３月28日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年３月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　神戸市中央区港島中町六丁目10番１号
神戸ポートピアホテル　南館１階大輪田の間
（ご来場の際は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第98期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　役員賞与支給の件

以　上

お土産の廃止に関するお知らせ
本総会より、ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.qbb.co.jp/) に掲載させていただきますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染予防のための対応について

当社第98回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防の観点から、以下のとおりご案内申しあげます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

●株主の皆様へのお願い

・新型コロナウイルス感染予防のため本総会につきましては、**書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。なお、事前に議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３ページから４ページのご案内をご参照いただき、2022年３月28日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。**

●当日の運営について

・ご来場の株主様への**飲料の提供はございません。**

・本総会に出席する役員および運営スタッフはマスクを着用して運営させていただきます。

・本総会の議事につきましては、感染予防のため、時間を短縮して行う予定です。

●当日ご来場に際して株主様へのお願い

・マスク着用でのご来場および会場入口での検温ならびに会場に設置予定のアルコール消毒液のご使用にご協力ください。マスクを着用されていない株主様はご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

・体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフがお声がけし、ご入場をお控えいただくことがございますのであらかじめご了承ください。

今後の状況により本総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【当社ウェブサイト】https://www.qbb.co.jp/

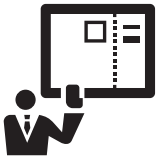

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

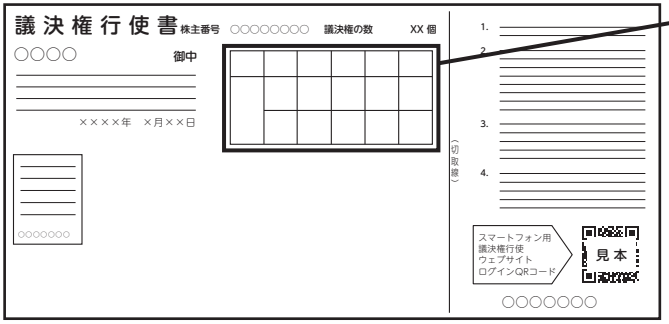

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

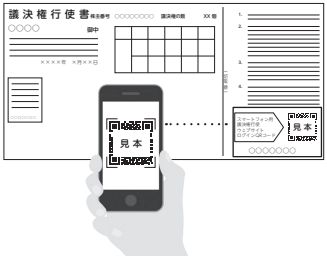

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

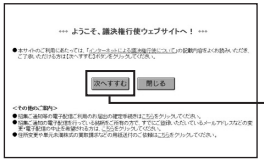

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

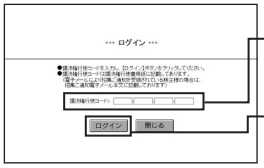

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

事　業　報　告

（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が再拡大したことから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が各地で繰り返し発出されたことに加えて、エネルギー価格や原材料価格が上昇傾向であることから景気の回復は厳しい状況が続きました。さらに、ワクチン接種の普及による事態の収束に向けた動きが見られるものの、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」による感染症の拡大が懸念されることから、先行きは依然不透明な状況となりました。

食品業界ならびに当社の主力分野であるチーズ業界におきましては、外食産業向け需要が回復基調であったものの、前事業年度の特需的な巣ごもり需要の反動を受けたことにより厳しい状況が続いております。

このような市場環境のもと、当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策を徹底する観点から、出張および会議の制限、在宅勤務、時差勤務などの措置を継続して実施いたしました。さらに、食品メーカーとして最も基本である食の安全・安心の確保を最重点とし、品質管理体制の強化、販売の促進、新製品の開発、経費の削減および生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、基幹工場となる神戸工場の全生産ラインの安定稼働に引き続き努めました。

これらの結果、家庭用チーズ製品と業務用チーズ製品等の販売が減少した一方で、ナッツ製品とチョコレート製品等の販売が増加したことにより、売上高につきましては、550億７千３百万円（前年同期比100.2％）となりました。営業利益は、主に減価償却費の減少および原料価格の低減効果等から売上総利益が増加したことにより23億６千６百万円（前年同期比121.9％）となり、経常利益は22億３千２百万円（前年同期比133.9％）、当期純利益は、固定資産売却益および神戸工場の建設に伴う産業立地促進補助事業補助金収入を特別利益に計上したこと等により22億７千１百万円（前年同期比237.4％）となりました。

部門別の営業内容につきましては、次のとおりであります。

チーズ部門におきましては、スライスチーズとPB製品および業務用チーズ製品等の販売が減少したことにより、売上高は520億８千万円（前年同期比99.6％）となりました。同部門では、「包みカマンベール風味」、「包みゴルゴンゾーラ風味」、「おうちDE居酒屋ベビーチーズ」シリーズ６品など数々の新製品を発売いたしました。

ナッツ部門におきましては、外食向け製品の販売が減少した一方で、新製品等の販売が好調に推移したことにより、売上高は７億２千７百万円（前年同期比101.8％）となりました。同部門では、「ビールに合うチーズスナックミックス」、「カレー豆ミックス６袋」、「サクッとチーズ」シリーズ３品の新製品を発売いたしました。

チョコレート部門におきましては、リンドール製品等の販売が好調に推移したことにより、売上高は21億７千２百万円（前年同期比117.5%）となりました。
その他部門におきましては、売上高は９千３百万円（前年同期比90.9%）となりました。

当社の部門別売上高を取りまとめて表示いたしますと次のとおりであります。
＜部門別売上高＞

部門	金額	構成比	前事業年度比増減率
チーズ	52,080百万円	94.6%	△0.4%
ナッツ	727百万円	1.3%	1.8%
チョコレート	2,172百万円	3.9%	17.5%
その他	93百万円	0.2%	△9.1%
合計	55,073百万円	100.0%	0.2%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は7億４千５百万円で、その主なものは神戸工場におけるチーズ製造設備であります。
上記設備資金は、自己資金により充当いたしました。

(3) 財産および損益の状況

区分	第 95 期 (2018年12月期)	第 96 期 (2019年12月期)	第 97 期 (2020年12月期)	第 98 期(当期) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	52,672	53,947	54,948	55,073
経常利益 (百万円)	4,324	2,181	1,667	2,232
当期純利益 (百万円)	2,935	980	956	2,271
1株当たり当期純利益 (円)	150.67	50.31	49.11	116.59
総資産 (百万円)	47,132	57,523	56,995	54,209
純資産 (百万円)	26,642	27,204	27,744	29,696
1株当たり純資産額 (円)	1,367.42	1,396.25	1,423.99	1,524.18

⑷　対処すべき課題

当社は、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」という経営理念の実践のため、「開発先導型活力企業」ならびに「高収益安定企業」を目指して活動しております。

「開発先導型活力企業」としては、変化する時代の先を見越した製品を開発・発売することにより新しい価値の創造に挑戦してまいります。

「高収益安定企業」としては、当社ではアメーバ経営を推進しており、細分化された組織ごとに主体的に採算向上に取り組み、それぞれのアメーバリーダーに“経営”させることで経営感覚を持つ人材を育成しております。また、六甲バターフィロソフィを実践・深耕することで意識のベクトルを合わせて全員参加による経営を目指しております。

わが国経済は、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」による感染症の拡大が懸念されることに加えて、エネルギー価格や原材料価格が上昇傾向であることから先行きは不透明な状況となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症が再拡大・長期化した場合には、経済活動が悪化し景気が停滞することで、当社の業績に影響を与える可能性があると認識しております。よって、引き続き新型コロナウイルス感染症に関する情報収集および適切な対応を適時実施することで、その影響の最小化に努めてまいります。

乳製品業界におきましては、世界的なコンテナ不足による海上輸送費の高騰および国際的な乳製品の需給動向を反映して乳製品価格は大幅な上昇傾向であることから引き続き、国際的な乳製品の需給動向を注視しながら有利な原料調達に努めてまいります。

さらに、新市場区分「プライム市場」上場の選択による持続的なコーポレート・ガバナンスの強化や「収益認識に関する会計基準」等の適用および原料原産地表示等の食品表示法などの法令・制度変更にも適切な対応が迫られております。

このような状況下ではありますが、当社といたしましては、それらの課題に適切に対処し、新しい事業の開拓や海外販売などの事業成長戦略および働き方改革による業務効率化を推進してまいります。さらに、生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、基幹工場となる神戸工場の全生産ラインの安定稼働やSDGs活動に取り組んでまいります。

また、食品メーカーとして最も基本である食の安全・安心の確保を最優先とし、「開発先導型活力企業」ならびに「高収益安定企業」の実現に向けて引き続き取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸　主要な事業内容　（2021年12月31日現在）

当社の主な事業内容は、チーズの製造販売、ナッツ等の食品の販売およびチョコレートの輸入販売であります。

⑹　主要な事業所　（2021年12月31日現在）

本　社　神戸市中央区坂口通一丁目３番13号
支　店　東　京：東京都中央区
　　大　阪：大阪市淀川区
　　名古屋：名古屋市中区
営業所　東　北：仙台市宮城野区
　　関東北：群馬県高崎市
　　福　岡：福岡市博多区
工　場　神　戸：神戸市西区
　　稲　美：兵庫県加古郡稲美町
　　長　野：長野県佐久市

⑺　使用人の状況　（2021年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438名	８名増	39.1歳	14.7年

（注）上記には嘱託28名、臨時雇用者289名は含まれておりません。

⑻　主要な借入先の状況　（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	5,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,750百万円
株式会社みずほ銀行	1,650百万円
株式会社三井住友銀行	1,100百万円

2．会社の株式に関する事項　（2021年12月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　60,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　21,452,125株

⑶　**株主数**　6,370名

⑷　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	3,218千株	16.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,125千株	5.78%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	972千株	4.99%
ＱＢＢ持株会	906千株	4.66%
三井住友信託銀行株式会社	853千株	4.38%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	522千株	2.68%
株式会社メイワパックス	428千株	2.20%
住友生命保険相互会社	398千株	2.04%
エムエスティ保険サービス株式会社	390千株	2.00%
塚本哲夫	381千株	1.96%

（注）持株比率は、自己株式1,968,367株を控除して計算しております。

⑸　**その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	三宅宏和	
代表取締役 取締役社長	塚本浩康	
常務取締役	笹井研二	経営企画部長 PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス
常務取締役	中村行男	生産開発統括本部長兼開発本部長兼神戸工場長
常務取締役	斎藤保典	営業本部長
取締役	塚本哲夫	相談役 塚本産業有限会社代表取締役社長
取締役	丸山泰次	活性本部長
取締役	永田勝久	営業本部家庭用営業部長兼菓子営業部長
取締役	後藤毅浩	生産本部長兼稲美工場長
取締役	佐藤容子	佐藤法律事務所所属弁護士
取締役	浦田寛之	三菱商事株式会社畜産酪農部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 Indiana Packers Corporation(Director) ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 フードリンク株式会社取締役 PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス
取締役	山﨑仁司	有限会社ナリッジ代表取締役 有限会社東栄弥代表取締役
常勤監査役	國宗勝彦	
監査役	今津龍三	今津株式会社代表取締役社長
監査役	早川芳夫	早川会計事務所代表 学校法人大阪成蹊学園監事 上新電機株式会社社外監査役

（注）1．取締役佐藤容子氏、浦田寛之氏および山﨑仁司氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役今津龍三氏および早川芳夫氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役早川芳夫氏につきましては、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役佐藤容子氏および山﨑仁司氏ならびに監査役今津龍三氏および早川芳夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております
5．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約より填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。
6．取締役中島雅一氏、岩野了氏および柴田裕一氏は、2021年３月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7．当事業年度中に取締役の地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏　　名	地位、担当および重要な兼職の状況		
	変　更　前	変　更　後	異動年月日
三　宅　宏　和	代表取締役 取締役社長	代表取締役 取締役会長	2021年３月25日付
塚　本　浩　康	代表取締役 取締役副社長開発本部長	代表取締役 取締役副社長開発本部長 兼事業開発部長	2021年１月１日付
	代表取締役 取締役副社長開発本部長 兼事業開発部長	代表取締役 取締役社長	2021年３月25日付
笹　井　研　二	常務取締役経営企画部長 株式会社ジェー・シー・シー取締役 PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス	常務取締役経営企画部長 PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス	2021年４月１日付
中　村　行　男	常務取締役生産本部長 兼神戸工場長 兼稲美工場長	常務取締役 生産開発統括本部長 兼開発本部長兼神戸工場長	2021年３月25日付
斎　藤　保　典	取締役営業本部副本部長 兼家庭用営業部長 兼菓子営業部長	常務取締役営業本部長	2021年３月25日付
塚　本　哲　夫	取締役会長 塚本産業有限会社代表取締役社長	取締役相談役 塚本産業有限会社代表取締役社長	2021年３月25日付
永　田　勝　久	取締役 営業本部家庭用営業部東京支店長	取締役 営業本部家庭用営業部長 兼菓子営業部長	2021年３月25日付

氏　　名	地位、担当および重要な兼職の状況		
	変　更　前	変　更　後	異動年月日
後　藤　毅　浩	取締役生産本部副本部長 兼神戸稲美生産部長	取締役生産本部長 兼稲美工場長	2021年３月25日付
浦　田　寛　之	取締役 三菱商事株式会社 生鮮品本部畜産部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 Indiana Packers Corporation(Director) ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 フードリンク株式会社取締役	取締役 三菱商事株式会社 畜産酪農部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 Indiana Packers Corporation(Director) ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 フードリンク株式会社取締役 PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス	2021年４月１日付

⑵　取締役および監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針

１）役員報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成しております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

・業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の売上高および経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は「１．⑶財産および損益の状況」に記載の通りです。

・基本報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の種類ごとの報酬割合については、具体的な割合は定めておりませんが、事業年度ごとの業績、環境の変化に応じて総合的に勘案し、上位の役位ほど業

績連動報酬のウエイトを高める配分としております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

2）取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長三宅宏和がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、当該決定方針を勘案し、検討のうえ各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、当社取締役会が、代表取締役会長三宅宏和に対して委任を致しましたのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。

3）役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

2012年3月29日開催の第88回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内（うち社外取締役10百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は3名）です。また、2006年3月30日開催の第82回定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 （うち社外取締役）	250百万円 （9百万円）	214百万円 （8百万円）	36百万円 （1百万円）	15名 （5名）
監査役 （うち社外監査役）	24百万円 （6百万円）	21百万円 （5百万円）	3百万円 （0百万円）	3名 （2名）
合計 （うち社外役員）	275百万円 （15百万円）	235百万円 （13百万円）	40百万円 （1百万円）	18名 （7名）

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与49百万円は含まれておりません。

2．上記の業績連動報酬の額は、2022年３月29日開催予定の第98回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額（取締役分36百万円、監査役分３百万円）であります。

3．上記には2021年３月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。

⑶　社外役員に関する事項

①　重要な兼職の状況ならびに当該兼職先と当社との関係

・取締役佐藤容子氏は、佐藤法律事務所所属の弁護士であります。同法律事務所は、当社との間に特別の関係はありません。

・取締役浦田寛之氏は、三菱商事株式会社の畜産酪農部長であります。同社は、当社の筆頭株主で主要な取引先であります。また、同氏は、PT EMINA CHEESE INDONESIAのコミサリスであります。同社は当社と三菱商事株式会社との合弁会社であります。その他の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

・取締役山﨑仁司氏は、有限会社ナリッジおよび有限会社東栄弥の代表取締役であります。両社は、当社との間に特別の関係はありません。

・監査役今津龍三氏は、今津株式会社の代表取締役社長であります。同社は、当社との間にチョコレート等の取引関係があります。

・監査役早川芳夫氏は、早川会計事務所の代表であります。同会計事務所およびその他の兼職先は、当社との間に特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	佐　藤　容　子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち９回に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会では法務関係等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	浦　田　寛　之	2021年3月25日の就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、国内外の食料・食品業界の幅広い情報等を活かし取締役会ではグローバルかつ客観的な視点から当社の持続的成長と企業価値向上について必要な発言を適宜行っております。
取締役	山　﨑　仁　司	2021年3月25日の就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、経営者としての見地から幅広い知識・見識を活かし取締役会では当社の経営全般にかかる必要な発言を適宜行っております。
監査役	今　津　龍　三	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、監査役会13回のうち13回に出席し、経営者としての見地から企業経営等の分野における豊富な経験に基づき取締役会および監査役会において財務・会計、リスクマネジメント等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	早　川　芳　夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において財務および会計に関する見識を活かし、当社の経営に対する適切な監査を実施するための必要な発言を適宜行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

4．会計監査人に関する事項

(1) **名　　称**　EY新日本有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) **非監査業務の内容**

「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言業務

(4) **解任、不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当した場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任について検討し、解任又は不再任が妥当と認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

⑴取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⒜決議の内容の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けて基本方針の策定、社内体制およびルールの整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

⒝体制の運用状況の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「六甲バター行動基準」を定めています。法令等の遵守については、その徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、年１回「コンプライアンス拡大委員会」を開催し、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進しております。

⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

⒜決議の内容の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索および閲覧可能な状態でもって定められた期間、保存・管理するものとする。

⒝体制の運用状況の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社のグループウェアであるデスクネッツに「役員規程集」を保存し、取締役および監査役はいつでも閲覧できる状態にしております。

⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⒜決議の内容の概要

「リスク管理規程」を定め、「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行う。また、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的か

つ適切な対策を策定、実行するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、品質事故対応マニュアルを策定し、重大な危機が生じた場合には社長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月１回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をするものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標ならびに部門目標を策定するとともにその進捗管理を行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、毎月定例の取締役会を開催するとともに、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにしております。また、常勤の取締役・監査役で月２回定例の役員会を開催し、より詳細な情報共有を行っております。業務の執行においては、各規程にてその責任、手続き等が詳細に定められております。目標の進捗等は取締役会にて定期的に報告し管理しております。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a)決議の内容の概要

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。また、その使用人への指揮命令は監査役が行う。なお、その使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、現在監査役のための補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査役は内部監査室に所属する使用人に必要とする事項を命令することができます。当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。また、その使用人への指揮命令は監査役が行います。

⑹取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⓐ決議の内容の概要

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令ならびに「監査役会規則」および「監査役監査基準」等に基づき、監査役会に報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

ⓑ体制の運用状況の概要

当社の監査役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、取締役および使用人から速やかに報告を受けております。当社の監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制となっております。当社は、当社の役職員が当該報告をしたことを理由として、当該役職員に対し不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑺監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ⓐ決議の内容の概要

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

ⓑ体制の運用状況の概要

当社は、監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求に応じ、これを処理しております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査役は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めております。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務が遂行できる体制となっております。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)決議の内容の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画および方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**25,376,205**	**流動負債**	**22,761,118**
現金及び預金	7,682,785	電子記録債務	24,161
電子記録債権	258,712	買掛金	5,097,602
売掛金	12,793,582	短期借入金	11,000,000
商品及び製品	2,894,755	リース債務	13,693
原材料	1,187,511	未払金	335,606
仕掛品	114,976	未払法人税等	519,428
前払費用	150,597	未払消費税等	415,469
短期貸付金	1,012	未払費用	5,038,045
未収入金	265,011	設備関係電子記録債務	9,190
その他	29,859	預り金	150,752
貸倒引当金	△2,600	株主優待引当金	7,100
固定資産	**28,833,024**	役員賞与引当金	40,000
有形固定資産	(24,699,107)	その他	110,069
建物	11,834,489	**固定負債**	**1,751,351**
構築物	381,437	リース債務	170,947
機械装置	7,228,856	退職給付引当金	1,313,819
車両運搬具	8,795	長期未払金	257,577
工具器具備品	135,534	その他	9,007
土地	3,691,198	**負債合計**	**24,512,469**
建設仮勘定	1,418,795		
無形固定資産	(170,250)	**純資産の部**	
電話加入権	11,091	**株主資本**	**29,002,858**
商標権	14,466	資本金	(2,843,203)
諸施設利用権	9,492	資本剰余金	(2,522,860)
ソフトウェア	135,200	資本準備金	800,000
投資その他の資産	(3,963,665)	その他資本剰余金	1,722,860
投資有価証券	1,418,271	利益剰余金	(25,953,279)
関係会社株式	624,310	その他利益剰余金	25,953,279
長期貸付金	198	固定資産圧縮積立金	1,490,249
長期未収入金	760,160	別途積立金	19,100,000
長期前払費用	2,786	繰越利益剰余金	5,363,030
前払年金費用	980,844	自己株式	(△2,316,485)
繰延税金資産	78,168	**評価・換算差額等**	**693,902**
その他	112,520	その他有価証券評価差額金	693,902
貸倒引当金	△13,595	**純資産合計**	**29,696,760**
資産合計	**54,209,230**	**負債及び純資産合計**	**54,209,230**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		55,073,597
売上原価		32,180,754
売上総利益		**22,892,843**
販売費及び一般管理費		20,526,465
営業利益		**2,366,378**
営業外収益		
受取利息	897	
受取配当金	61,541	
為替差益	78,506	
収入賃貸料	610	
資材売却益	3,220	
受取損害賠償金	63,202	
その他	9,910	217,889
営業外費用		
支払利息	35,983	
支払手数料	1,500	
賃貸資産費用	1,552	
遊休資産費用	163,614	
棚卸資産廃棄損	62,545	
関係会社支援費用	86,841	
その他	186	352,222
経常利益		**2,232,045**
特別利益		
固定資産売却益	1,593,341	
受取保険金	6,484	
補助金収入	719,700	2,319,526
特別損失		
固定資産廃棄損	218,495	
減損損失	1,820	
工場移転費用	91,149	
関係会社株式評価損	702,000	1,013,465
税引前当期純利益		**3,538,105**
法人税、住民税及び事業税	696,000	
法人税等調整額	570,545	1,266,545
当期純利益		**2,271,560**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年1月1日残高	2,843,203	800,000	1,722,860	2,522,860	384,567	19,100,000	4,586,830	24,071,397	△2,316,242	27,121,219
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△389,678	△389,678		△389,678
当期純利益							2,271,560	2,271,560		2,271,560
自己株式の取得									△243	△243
固定資産圧縮積立金の積立					1,175,170		△1,175,170	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△69,488		69,488	－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1,105,682	－	776,199	1,881,882	△243	1,881,638
2021年12月31日残高	2,843,203	800,000	1,722,860	2,522,860	1,490,249	19,100,000	5,363,030	25,953,279	△2,316,485	29,002,858

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年1月1日残高	623,859	△205	623,653	27,744,873
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△389,678
当期純利益				2,271,560
自己株式の取得				△243
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	70,042	205	70,248	70,248
事業年度中の変動額合計	70,042	205	70,248	1,951,887
2021年12月31日残高	693,902	－	693,902	29,696,760

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

移動平均法に基づく原価法

⑵　その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　商品及び製品　　先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　原材料　　総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑶　仕掛品　　先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

機械装置　　10年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア　　５年

商標権　　10年

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。

⑶　株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑷　役員賞与引当金
役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．ヘッジ会計の方法
⑴　ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
⑵　ヘッジ方針とヘッジ手段、ヘッジ対象
ヘッジ方針……当社の内規に基づき為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務
⑶　有効性評価の方法……為替予約取引については実需への振当てを行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

8．消費税等の処理方法
税抜処理を採用しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を予測することは依然として困難なことから、2022年12月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。この場合においては、当事業年度の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であると考えております。
なお、当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（表示方法の変更に関する注記）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度より適用し、（重要な会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（繰延税金資産の回収可能性）
⑴当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（純額）　78,168千円（繰延税金負債と相殺前の金額　1,051,563千円）
⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
①算出方法
将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画を基礎にして合理的に算定しております。
②主要な仮定
課税所得の見積りの基礎となる翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、販売数量、販売価格、原料価格、為替レート及び市場動向であります。
販売数量及び販売価格は、過去の販売実績を基に、将来の不確実性を考慮したものとしております。また、原料価格、為替レート及び市場動向は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。
③翌事業年度の計算書類に与える影響
課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があることから、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　　19,784,208千円

2．コミットメントライン契約及び財務制限条項等

⑴当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行とタームアウトオプション付コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	9,000,000千円
借入実行残高	6,000,000千円
借入未実行残高	3,000,000千円

なお、上記の契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

① 各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70％の金額以上に維持すること。

⑵当社は、神戸工場建設のため取引銀行４行との間で、シンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりです。

タームローン契約の総額	5,000,000千円
借入実行残高	5,000,000千円
借入未実行残高	－千円

なお、上記の契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

① 各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70％の金額以上に維持すること。

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社に対する営業取引以外の取引高　　86,841千円

2．固定資産売却益

主に旧明石工場の土地の売却益であります。

3．補助金収入

神戸工場の建設に伴う産業立地促進補助事業補助金であります。

4．関係会社株式評価損

当社の関連会社であるPT EMINA CHEESE INDONESIAの株式の実質価額が著しく低下したため減損処理を行い、702,000千円を特別損失に計上しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　21,452,125株

2．当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　1,968,367株

3．配当に関する事項

⑴　当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

・2021年３月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

①配当金の総額　389,678千円
②１株当たり配当額　20.00円
③基準日　2020年12月31日
④効力発生日　2021年 ３月26日

⑵　当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

・2022年３月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　389,675千円
②１株当たり配当額　20.00円
③基準日　2021年12月31日
④効力発生日　2022年 ３月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は、基本的に内部留保資金で賄っておりますが、一部は銀行借入による間接金融により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、実需に基づいた取引の範囲内で行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、社内規程に従い取引先毎の期日管理及び残高管理を行っております。

長期未収入金は、神戸市雇用創出型製造業集積促進補助金及び兵庫県産業立地促進補助事業補助金であり、信用リスクは低いものと考えております。

投資有価証券である株式は、市場価格のあるものにつきましては、価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、支払期日が５ヶ月以内、未払費用は支払期日が１年以内であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金繰計画を作成し管理しております。

短期借入金は、主に営業取引及び設備資金に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物予約取引であり、市場価格変動リスクを有しております。当該リスクに関しましては、その利用にあたっての取引相手先を信頼性の高い商社・金融機関等を契約相手とすることで信用リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理については、社内のリスク管理規程に則り経営管理部によって行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)　現金及び預金	7,682,785	7,682,785	－
(2)　電子記録債権(※)	258,332	258,332	－
(3)　売掛金(※)	12,791,362	12,791,362	－
(4)　長期未収入金	760,160	748,215	△11,944
(5)　投資有価証券			
その他有価証券	1,364,478	1,364,478	－
資　産　計	22,857,119	22,845,175	△11,944
(1)　電子記録債務	24,161	24,161	－
(2)　買掛金	5,097,602	5,097,602	－
(3)　短期借入金	11,000,000	11,000,000	－
(4)　未払費用	5,038,045	5,038,045	－
負　債　計	21,159,809	21,159,809	－

（※）売上債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)　現金及び預金、(2)　電子記録債権、(3)　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)　長期未収入金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(5)　投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1)　電子記録債務、(2)　買掛金、(3)　短期借入金、(4)　未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式53,792千円及び関係会社株式624,310千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の状況に関する事項

当事業年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用概算計上額	481,069千円
有価証券評価損	237,292千円
減価償却資産	197,146千円
工場移転費用	162,198千円
退職給付引当金	101,890千円
長期未払金	78,818千円
その他	159,870千円
繰延税金資産小計	1,418,287千円
評価性引当額（注）	△366,724千円
繰延税金資産合計	1,051,563千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△657,084千円
その他有価証券評価差額金	△289,061千円
その他	△27,248千円
繰延税金負債合計	△973,394千円
繰延税金資産の純額	78,168千円

（注）評価性引当額が前事業年度末と比較して213,083千円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額214,812千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	PT EMINA CHEESE INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県	328,000百万インドネシアルピア	チーズの製造販売業	所有 直接 49%	2名	業務支援	技術支援等（注）	86,841	－	－

（注）取引金額については、技術支援工数及び実績を勘案の上、契約に基づき決定しております。

2．役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	今津㈱	大阪府守口市	35,000	食品卸業	（被所有）直接 1.83%	同社の役員兼任1名	製品の販売	販売	10,110	売掛金	3,967

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) 当社社外監査役今津龍三氏及びその近親者が議決権の84.002％を所有しております。

(2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、随時価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(3) 取引金額は消費税等を含まず、科目別の期末残高は消費税等を含んでおります。

3．親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	三菱商事㈱	東京都千代田区	204,446,667	総合商社	(被所有)直接16.54%	同社の従業員兼任1名	原料の仕入及び製品の販売	販売	48,066,229	売掛金	10,953,279
法人主要株主の子会社	デイリー・プロダクツ・ソリューション㈱	東京都新宿区	490,000	チーズ及びその他乳製品の製造販売業	－	－	原料及び商品の仕入	仕入	6,975,797	買掛金	1,390,462

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) 原料及び商品の仕入については、市場の実勢価格に沿って決定しております。

(2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、随時価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(3) 取引金額は消費税等を含まず、科目別の期末残高は消費税等を含んでおります。

(4) 2021年２月１日より、三菱商事㈱を通して行っていた原料及び商品の仕入取引を三菱商事㈱の子会社のデイリー・プロダクツ・ソリューション㈱との取引に変更しております。

（持分法損益等に関する注記）

関連会社に対する投資の金額	624,310千円
持分法を適用した場合の投資の金額	809,826千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	149,421千円

（注）関連会社に対する投資の金額は、当事業年度において減損処理しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　1,524円　18銭

２．１株当たり当期純利益　　116円　59銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月28日

六甲バター株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　田　美　穂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、六甲バター株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月28日

六甲バター株式会社　監査役会

常勤監査役　國　宗　勝　彦　㊞

社外監査役　今　津　龍　三　㊞

社外監査役　早　川　芳　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、今後の企業体質の強化および利益確保のために内部留保を充実させながら、安定的な配当を継続することが配当政策上最重要課題と考えており、期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金20円
　　総額　389,675,160円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年３月30日

第２号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名（うち社外取締役３名）および監査役３名に対し、当期の業績等を勘案し、役員賞与総額4,000万円（取締役分3,630万円うち社外取締役分105万円、監査役分370万円）を支給いたしたいと存じます。当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。本議案は、当該方針と整合するものであり、相当であると判断しております。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

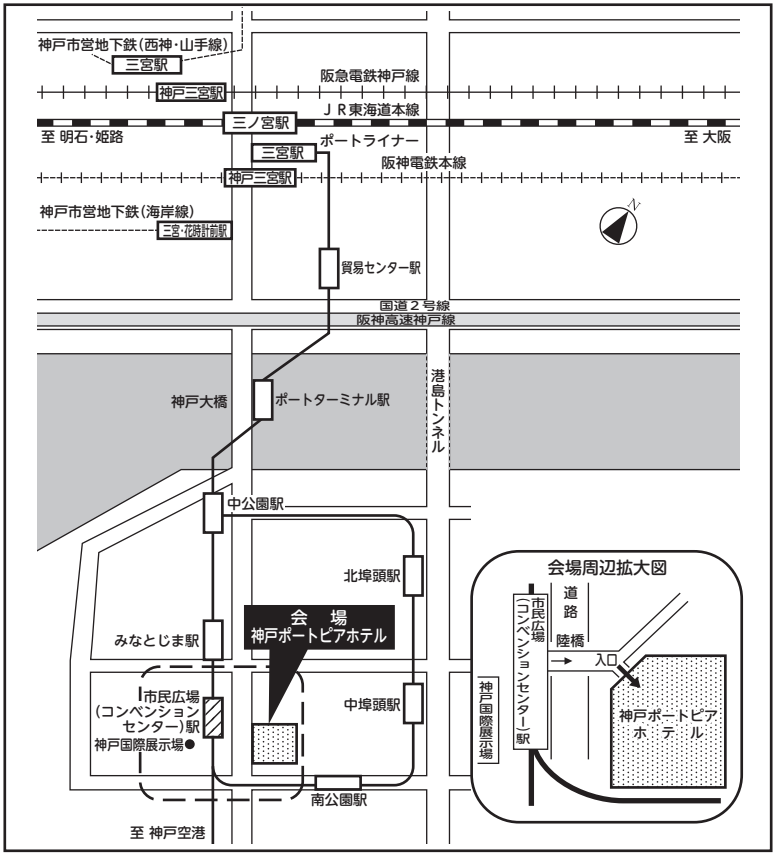

会　　場　神戸市中央区港島中町六丁目10番１号
　　神戸ポートピアホテル　南館１階大輪田の間
　　ＴＥＬ：（078）302－1111（代表）

最寄り駅　神戸新交通ポートライナー「市民広場（コンベンションセンター）」駅下車、東へ徒歩約５分
　ポートライナー「三宮」駅から、所要約10分。
　＊<北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>、<神戸空港方面行>のいずれにご乗車されましても「市民広場（コンベンションセンター）」駅で下車できます。

お土産の廃止に関するお知らせ

本総会より、ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

開催、運営に関して大きな変化が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.qbb.co.jp/）にてお知らせいたします。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK